

「来週21日(火)22日(水)は、一学期定期テストです！」

生徒指導通心
第8号

縁(えん)

妻ヶ丘中生徒指導部

令和4年6月17日発行



今週で地区中総体の全ての競技が終了しました。特に、今週は雨による順延が続きました。コンディション作りが大変だったことでしょう。本当にお疲れ様でした。見事県大会出場を決めた生徒の皆さんには、次の大会に向けて準備を始めて下さい。惜しくも敗れてしまった生徒の皆さん、次の目標は決まりましたか？なかなか切り替えることが難しいかも知れませんが、一日でも早く次の目標を設定して、前へ進んで下さいね。

さて、宮崎県も梅雨入りしました。平年と比べて12日遅く、昨年と比べると31日も遅いようです。しどしと降り続く長雨、突然の豪雨…梅雨特有の天気ですね。この時期になると「災害」のニュースも飛び込んできます。皆さんの近所や通学路は安全ですか。第7号でも伝えたとおり、何があっても「命を守る行動」を最優先にして下さい。危険な箇所は絶対に通らないで下さい。もし、そのような箇所を見つけた場合は、地域の方や家の人に、学校まで連絡を下さい。全員で「命」を守りましょう。これからが梅雨本番です。気をつけて過ごして下さい。

★大丈夫ですか？あなたの使い方？★

14日（火）の朝刊の一面に「侮辱（ぶじょくざい）罪」を厳罰化、ネット中傷に懲役という大きな文字が載っていました。ニュース等で話題になっていることなので、知っている人もたくさんいるのではないでしょうか。13日（月）に、改正法が可決、成立したことで、情報端末の不適切な使用について、より厳しい処罰が科せられるようです。

具体的に説明します。聞き慣れない言葉については、この機会に調べてみるのもいいですね。

侮辱罪（ぶじょくざい）～事実を示さずに他人をおとしめる行為が対象

- ・拘留（30日未満）か料金（1万円）+1年以上の懲役・禁錮または30万円以下の罰金
- ※拘留（こうりゅう）～1日以上30日未満の間、刑事施設に拘禁（こうきん）する刑罰

なぜ、この記事を取り上げたのか？それは、直接君たちに関係することであり、今からは、この法律で裁（さば）かれるということを知る必要があるからです。「知らなかった」では、済まされない時代がやってきました。もし、君たちが失敗を犯したら…。その責任を全て保護者の方が背負うことになるでしょう。保護者だけではなく、親戚や君たちに関係する方々が背負う可能性もあるでしょう。安易な考え方で使用することが、どれだけの不幸を招くのか…。

FacebookやTwitter、LINE…といったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、スマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の広がりにより、とても身近な存在になっています。家庭で過ごすことが増えてしまうこの時期。皆さんは大丈夫でしょうか。「便利なはずのツール」が「人を傷つけてしまう凶器」とならないように今一度考えて下さい。



★情報端末を使用する際に、気をつけなければならないこと★

- 1 SNS上に掲載されている情報は、正しいものばかりではありません。
SNS上には、残念ながらデマや不確かな情報が多く掲載されています。不確かな情報を自分がまき散らし、被害者であった自分が加害者にならないようにしましょう。
- 2 友人、他人の写真や情報を無断で掲載するとトラブルになります。
法的にも、この行為は、友人のプライバシー権を侵害することになります。許可なく、無断で写真や名前を載せることはやめましょう。写真や名前だけでなく、その他個人情報についても掲載することはやめましょう。
- 3 SNS上に一度、発信した内容は削除できません。（世界中に広がる）
後で削除できるし、気軽にSNSに投稿しても構わないと思っていませんか。発信した内容を削除した…と思っていても、発信した内容を完全に削除することは不可能です。その内容や発言は、一生残ってもいい内容ですか？
- 4 SNSでは、匿名（とくめい）であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われます。
誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）は、人権侵害につながります。SNS上で、他人の人格・性格の否定や容姿に対する発言は、人権侵害に発展します。一時の感情にまかせて、悪口など書き込むことは絶対にしないで下さい。また、匿名であっても、個人を特定することは簡単ということを忘れないで下さい。
- 5 SNS上の不用意な発言は、家族や友人にまで被害が及ぶということ。
残念ですが、ネットを利用する人の中には、個人情報の特定を、面白半分に悪意をもって公開しようとする人がいます。あなたの周りの人に悲しい思いをさせないためにも不用意な発言はやめましょう。